

## 製品安全データシート

### 1. 製品および会社情報

製品名 フロアーオイル FA  
会社名 株式会社リンレイ  
住所 〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目10番13号  
担当部門 秦野工場 生産技術課  
電話番号 0463-81-5455  
FAX番号 0463-82-4700

### 2. 組成、成分情報

単一物質／混合物の分類 混合物（液体）

<適用法令（項目15）関連成分>

成分名	C a s. N o.	濃度 (%)	
石油系炭化水素	**	100	危険物 第4類第3石油類

成分名	C a s. N o.	濃度 (%)	
鉱油	**	100	労働安全衛生法

### 3. 危険有害性の要約

- ・危険性 : 消防法 危険物 第4類第3石油類
- ・有害性 : 現在までのところ有用な情報無し。
- ・環境影響情報 : 原液および洗浄廃液を一般環境内に排出させない。

### 4. 応急措置

#### 目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・医師の診断を受けること。

(文献1)

#### 皮膚に付着した場合

- ・大量の水および石けん又は皮膚用の洗剤を用いて十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

#### 吸入した場合

##### 蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合

- ・直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かくして安静にする。
- ・直ちに医師の診断を受ける。
- ・呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。

##### 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合

- ・空気の清浄な場所で安静にし、医師の診断を受ける。

#### 飲み込んだ場合

- ・被災者に意識がある場合、水で口の中をよく洗わせ、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませる。
- ・被災者の意識がない場合、口から何も与えてはならない。また、吐かせてもならない。
- ・安静にして、直ちに医師の診断を受ける。

(文献2)

### 5. 火災時の措置

使用可能消火剤 : 霧状の強化液、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂 等

- 消火方法 : 1) 可燃性の物を周囲から取り除く。  
2) 適切な保護具（耐熱着衣など）を使用し、風上から消火作業を行う。  
3) 初期の消火には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。  
4) 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

注水は火災を拡大し危険な場合がある。

- 5) 周囲の設備などに散水して冷却する。
- 6) 棒状の水を消化に用いてはならない。

## 6. 漏出時の措置

周囲の着火源を取り除く。

- 1) 大量の場合：漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。  
作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。  
漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。
- 2) 少量の場合：土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
- 3) 海上の場合：オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
- 4) 漏出時は、事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。

## 7. 取扱及び保管上の注意

取り扱い

- ・ 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
- ・ 炎、火花又は高温体との接触を避けると共に、みだりに蒸気を発散させないこと。
- ・ 常温で取り扱うものとし、その際、水分、夾雑物の混入に注意すること。
- ・ 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。
- ・ 発生した蒸気は空気より重いため滞留しやすいので、換気及び火気等への注意が必要である。
- ・ 保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。
- ・ 容器から取り出す時はポンプ等を用い、細管を用いて口で吸い上げてはならない。
- ・ 一度、容器から出した液は元の容器へ戻さない。
- ・ 容器はその都度密閉する。
- ・ 周辺で火気、スパーク、高温物等の使用を禁止する。

容器の取り扱い

- ・ 空容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。
- ・ 容器は溶接、加熱、穴開け又は切断しないこと。爆発を伴って残留物が発火することがある。

保管

- ・ 日光の直射や火気、熱源を避け、通風の良いところに保管する。
- ・ 危険物の表示をして保管する。
- ・ 保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。
- ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

## 8. 暴露防止および保護措置

管理濃度

- ・ 規定無し(作業環境評価基準：労働省告示第26号、平成7年3月27日)

許容濃度

- ・ 日本産業衛生学会(1996年度版)：3mg/m<sup>3</sup>(鉱油ミストとして) (文献3)
- ・ ACGIH(1996~1997年度版)：時間加重平均 TWA 5mg/m<sup>3</sup>(鉱油ミストとして) (文献4)

設備対策

- ・ 屋内作業の場合、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられる設備とすること。
- ・ 取扱場所の近辺に洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

- ・ 目の保護 : ゴーグル等を使用する。
- ・ 皮膚および身体の保護 : 皮膚を露出しない着衣、化学薬品が浸透しない材質の手袋を着ける。
- ・ 呼吸系の保護 : 有機ガス用防毒マスクを着用する。  
必要に応じて、送風マスクを着用する。

## 9. 物理的および化学的性質

- ・ 物理的状态 : 液体
- ・ 色 : 淡黄色透明
- ・ 密度 : 0.86~0.89g/cm<sup>3</sup>(@15°C)
- ・ 初留点 : 250°C以上
- ・ 流動点 : -10°C以下
- ・ 水への溶解性 : 不溶

## 10. 安定性および反応性

- ・ 引火点 : 130°C以上(COC)
- ・ 発火点 : データなし
- ・ 爆発限界 : 上限→7容量% 下限→1%容量(推定値)
- ・ 可燃性 : あり
- ・ 発火性 : 自然発火性、水との反応性なし
- ・ 酸化性 : なし
- ・ 自己反応性、爆発性 : なし
- ・ 粉塵爆発性 : なし
- ・ 安定性 : 安定
- ・ 反応性 : 強酸化剤との接触を避ける

## 11. 有害性情報

- ・ 皮膚腐食性 : なし
- ・ 刺激性 : 長期又は繰り返し接触する場合刺激性のある恐れあり。
- ・ 感作性 : データなし
- ・ 急性毒性 : 経口 ラット LD<sub>50</sub> : 5g/kg 以上(推定値)
- ・ 亜急性毒性 : データなし
- ・ 慢性毒性 : データなし
- ・ がん原性 : OSHAによる評価  
IARCではグループ3に分類(人に対して発がん性について分類できない)。 (文献5)  
EUによる評価  
発がん性物質としての分類は適用される必要はない。 (文献6)
- ・ 変異原性 : データなし
- ・ 催奇形性 : データなし
- ・ 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。
- ・ 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
- ・ 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
- ・ ミストを吸入すると気分が悪くことがある。

## 12. 環境影響情報

- ・ 移動性 : あり
- ・ 残留性/分解性 : データなし
- ・ BOD : データなし
- ・ COD : データなし
- ・ 生体蓄積性 : データなし
- ・ 魚毒性 : データなし
- ・ その他 : 一般環境内には廃棄しない。
- ・ 排水基準を定める総理府令別表第1に掲げる有害物質を含まない。

## 13. 廃棄上の注意

- ・ 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方故郷団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・ 投棄禁止
- ・ 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

- ・ 焼却する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人を付けること。

#### 汚染容器・包装

- ・ 容器等の廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・ 地域の規則に従う。

## 14. 輸送上の注意

### 陸上輸送

- ・ 消防法 : 労働安全衛生法、毒劇物法等に該当する場合、法令に従って輸送する事。
- ・ 容器 : 危険物の規制に関する規則別表第3の2
- ・ 容器表示 : 一 危険物の品名→第三石油類 危険等級Ⅲ 潤滑油  
二 数量  
三 火気厳禁
  - 1) 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
  - 2) 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げること。又この場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。運搬時の積み重ね高さ3m以下とする。
  - 3) 第1類及び第6類の危険物及び高压ガスを混載しないこと。

### 海上輸送及び航空輸送

- ・ 船舶安全法 : 非危険物 個別運送及びバラ積み運送において
- ・ 航空法 : 非危険物

### 注意事項

- ・ 引火性液体なので「火気厳禁」

## 15. 適用法令

- ・ P R T R法 : 該当せず
- ・ 消防法 : 危険物 第4類第3石油類 (非水溶性) 危険等級Ⅲ
- ・ 労働安全衛生法 : 既存化学物質名簿への収載、通知対象物
- ・ 化審法 : 既存化学物質への収載
- ・ 水質汚濁防止法 : 油分排出規制 (5mg/L 許容濃度)
- ・ 海洋汚染防止法 : 油分排出規制 (原則禁止)
- ・ 下水道法 : 鉱油類排出規制 (5mg/L)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : 産業廃棄物規制 (拡散、流出の禁止)
- ・ 毒物及び劇物取締法 : 該当しない
- ・ 船舶安全法 : 該当しない
- ・ 航空法 : 該当しない

## 16. その他 (記載内容の問い合わせ先、引用文献等)

1. ANSI Z 129.1-1994 American National Standards Institute. (米国規格協会)
2. 新・絵で見る中毒110盤 (保健同人社)
3. 許容濃度の勧告 (1996) 日本産業衛生学会 産業医学 38巻 P.172-183
4. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices, ACGIH
5. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF THE CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
6. EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書I「危険な物質リスト」

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者には提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。